阿南市要綱第７３号

阿南市医療的ケア児在宅レスパイト事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、在宅で医療的ケア児の看護及び介護（以下「看護等」という。）を行う家族の負担を軽減することにより、当該家族の休息時間の確保及び精神衛生の安定に寄与し、もって医療的ケア児及びその家族の福祉の向上を図ることを目的として阿南市（以下「市」という。）が実施する阿南市医療的ケア児在宅レスパイト事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　医療的ケア　医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和３年法律第８１号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する医療的ケアをいう。

⑵　医療的ケア児　法第２条第２項に規定する医療的ケア児をいう。

⑶　家族　医療的ケア児の保護者（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条に規定する保護者をいう。）で、現に当該医療的ケア児の看護等を行っていると阿南市長（以下「市長」という。）が認めるものをいう。

（実施主体）

第３条　本事業の実施主体は、市とする。

２　市長は、医療的ケア児が現に訪問看護を利用している指定訪問看護事業者（健康保険法（大正１１年法律第７０号）第８８条第１項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）その他の訪問看護を行う医療機関（以下これらを「指定訪問看護事業者等」という。）に本事業を委託することができる。

（事業内容）

第４条　本事業は、市から委託を受けた指定訪問看護事業者等（以下「受託者」という。）が医療的ケア児に対して、健康保険法第８８条第１項に規定する訪問看護療養費の支給対象となる訪問看護以外の自宅における訪問看護又は訪問看護療養費の適用外となる自宅以外での訪問看護（以下「サービス」という。）を提供することにより行う。

（利用対象者）

第５条　本事業を利用することができる対象者（以下「利用対象者」という。）

は、阿南市内に住所を有する家族であって、その看護等をする医療的ケア児が次の要件の全てに該当するものとする。

⑴　阿南市内に住所を有すること。

⑵　０歳から１８歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にあること。

⑶　医療的ケア児が、在宅で同居の家族による看護等を受けて生活していること。

⑷　医師の訪問看護指示書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和３２年厚生省令第１５号）第１９条の４第１項の規定に基づく訪問看護指示書をいう。以下同じ。）による医療的ケアを必要としていること。

⑸　健康保険法第８８条第１項に規定する訪問看護により医療的ケアを受けていること。

（利用時間）

第６条　本事業の利用時間は、１年度当たり１０４時間（５月１日以降に利用登録の申請があった場合、第９条の利用登録の決定月（以下「利用登録決定月」という。）から当該利用登録決定月の属する年度の３月までの残月数（利用登録決定月を含む。）に９を乗じた時間）を利用限度とする。

（サービスの費用）

第７条　市長は、利用対象者が受託者からサービスを受けたときは、サービス提供給付費（以下「給付費」という。）を別表で定める支払額を限度として、受託者に支払うものとする。

２　利用対象者が本事業を利用する際に負担する費用は、訪問看護に伴い発生する実費（交通費等）及びキャンセル料等であって、その詳細は利用対象者と受託者との契約によるものとする。

（利用登録申請）

第８条　本事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、阿南市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録（変更）申請書（様式第１号。以下「利用登録申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出し、あらかじめ本事業の利用登録の申請をしなければならない。

⑴　訪問看護指示書（医師が記載した日から６ヶ月を経過していないものに限る。）の写し

⑵　前号のほか、市長が必要と認める書類

（利用登録決定）

第９条　市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の登録（以下「利用登録」という。）の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の審査の結果、利用登録をすることを決定したときは、阿南市

医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録決定通知書（様式第２号。以下「決定通知書」という。）により、利用登録を受けた申請者（以下「被利用登録者」という。）に通知するものとする。

３　市長は、前項以外の申請者に対しては、阿南市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録却下決定通知書（様式第３号）により、利用登録の申請を却下したことを通知するものとする。

（登録期間）

第１０条　被利用登録者は、利用登録の有効期間（以下「登録期間」という。）内に限り、本事業を利用することができる。

２　登録期間は、前条第１項の規定による利用登録の決定があった日（以下「利用登録決定日」という。）から当該利用登録決定日が属する年度の末日までとする。

（利用登録の更新）

第１１条　被利用登録者は、前条の登録期間の終了後も、引き続き本事業の継続利用を希望する場合は、改めて第８条の規定による申請を行わなければならない。この場合において、当該申請に対する手続については第９条の規定を準用する。

（変更の届出）

第１２条　被利用登録者は、第９条第１項の規定による利用登録の決定内容について、変更を希望する場合は、利用登録申請書に変更事項を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請を受けた場合の手続については、第９条の規定を準用する。

（利用登録決定の取消し）

第１３条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用決定を取り消すことができる。

⑴　被利用登録者が看護等を行っている医療的ケア児が第５条に規定する要件に該当しなくなったとき。

⑵　被利用登録者が本事業の利用の辞退を申し出たとき。

⑶　被利用登録者が偽りその他不正の手段により利用登録の決定を受けたとき。

⑷　前３号に掲げるものほか、市長が利用登録の取消しが必要と認めたとき。

２　市長は、前項の規定により利用登録の決定を取り消したときは、阿南市医療的ケア児在宅レスパイト事業利用登録取消通知書（様式第４号）により被利用登録者に対して通知するものとする。

３　第１項の規定により利用登録が取り消された場合、市長は取り消した期間に係る給付費を支払わない。

（報告等）

第１４条　市長は、本事業の実施に関して必要と認められるときは、受託者に対して事業に係る報告及び書類の提示を指示し、市の職員をして関係者に対して質問させ、若しくは受託者の関係のある場所に立ち入り、又は必要な調査をさせることができる。

（その他）

第１５条　この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。

別表（第７条関係）

支払対象経費	支払額
受託者が在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護のうち、健康保険法その他の助成制度の適用対象となる訪問看護の時間を除く）に係る費用	サービス算定時間（受託者が、在宅の医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う時間をいう。）３０分当たり３，７５０円で予算の範囲内とする ※　３０分未満は３０分に切上げとする。